

理事の職務権限規程

(定款第 29 条第 5 項)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 岐阜県山林協会（以下「この法人」という。）の定款第 29 条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長、副会長及び執行理事たる専務理事をいう。

(法令等の順守)

第 3 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第 2 章 理事の職務権限

(理 事)

第 4 条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(会長及び副会長の選定)

第 5 条 代表理事のうち、1 名を会長とし、その他の代表理事を副会長とする。また、専務理事の選任を行わない場合には、副会長のうち 1 人に執行理事の事務を取り扱わせることができる。

(会長)

第 6 条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第7条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長の事故あるとき又は欠けたときは、代表理事である副会長は、会長の職務を執行する。ただし、会長の職務を代行する順位は、あらかじめ理事会において定めておくこととする。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第8条 前条第1項第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

(専務理事)

第9条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長及び副会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(細 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、公益社団法人岐阜県山林協会の認定を受け、公益社団法人の登記の日(平成24年6月1日)から施行する。